

## サブドレン・地下水ドレン浄化水 詳細分析結果

試料名称		採取日時	分析機関	分析項目					
				全α (Bq/L)	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
一時貯水タンク (サンプルタンク)	J	2026/05/02 07:40	東京電力	< 2.3E+00	< 6.2E-01	5.2E+02	< 1.2E-03	< 7.3E-03	< 5.0E-03
			日本分析センター	< 2.0E+00	< 6.1E-01	5.3E+02	< 6.2E-03	< 6.5E-03	< 5.0E-03
運用目標値				/	3.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	/	1.0E+00	1.0E+00
告示濃度限度※2				/	/	6.0E+04	3.0E+01	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン				/	/	1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (< : 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・ $0.0E\pm 0$  とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$  であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$  は  $3.1 \times 10^1$  で31,  $3.1E+00$  は  $3.1 \times 10^0$  で3.1,  $3.1E-01$  は  $3.1 \times 10^{-1}$  で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を 1 Bq/L に下げて実施。

※2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、 $Bq/cm^3$  の表記をBq/Lに換算した値を記載])